

疑問残る定期昇給70%実施

年末手当0.25増 勧告実施に座り込みで追い込み

昨年に続き、県の財政状況は好転のきざしを見せない。定期昇給の発令は遅れる。組合は何回となく早期発令を要求し続けるが、県財政を理由に「ウン」と言わない。「いましばらく待ってくれ」の回答が続く。

そして8月、人事課が庁内庶務係長会議を招集「定期昇給を発令するが、全員3ヵ月分返納する方法でどうか」との意思表示がなされた。

組合の異議申立に対し、言を左右にしていたが、8月31日総務部長交渉のなかで「昇給期間の3ヵ月延伸」「昇給率85%」が示され、組合は直ちに拒絶する。

県教組などと四者共闘会議で統一して反対することを確認、県総評も昇給完全実施を申し入れる。そして、8月4日の交渉で次のように決着する。

「3ヵ月延伸を撤回する」「昇給率は70%にする」

禍根残す7割昇給

70%の昇給率とは、定期昇給該当者10人のうち7人だけに発令するということである。当局の選別、差別を生み出す方式をなぜ組合がOKしたのか。数年間、この問題は尾を引くことになる。定期昇給から外れる者としては勤務評定不良者、女性、休暇取得の多い者、出先事務所勤務者が狙い撃ちとなり、職場に不平不満を呼び起こす。

年末手当0.25闘争

この年の勧告に年末手当の増額があった。中央の闘いにより国家公務員は12月、基本給の0.25%増額支給が決定するが、岡山では難航する。執行委員会は徹夜で論議、12月19日開会の県議会を前に座り込み実施を決める。しかし、度重なる交渉の席でも「待て」であり、結局12月22日の県議会の場で知事は「0.25支給」を答弁する。

臨時職員に準職員制導入

不安定雇用のまま放置されてきた臨時職員問題は、自治労の中央闘争によってようやく動き出す。それは、恒久的臨時職員の救済策として「常勤的労務者制度」を実施し、財源確保をしたいと自治労に答える。定数外職員であるが待遇面で一定を改善を図るというものである。

県は6月7日「臨時職員取扱要綱」を決め組合へ提示する。任用について競争試験または選考によるものとし、事務または技術補助員の名称とする。一般職給料表の○級○号相当と決め、その額を25で割り出して日額を決める。定期昇給、超勤手当、退職手当、共済組合・互助会加入など一般職と同じ扱いとするものである。

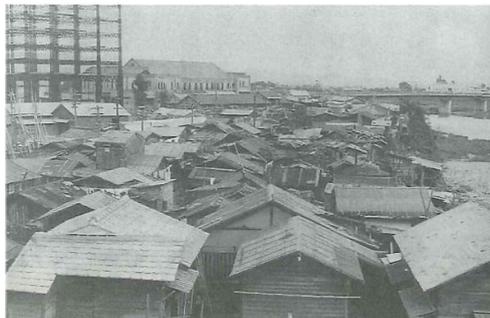
問題は試験、選考によってふるいにかけられ、準職員になる者、なれない者の格差が生じ、臨職問題の根本的解決にならない点である。

組合はこれにからめての人員整理反対、家族手当の支給、準職員人員枠の拡大、選考にあたっての経験年数の重視などを主張するが、しよせん陳情の域を出ないものであった。

この期、準職員となる者に人員について、当局は組合交渉の場で500名の枠と答えている。そして、準職員になれなかった人たちは「非常勤職員」の名称となり、実質は毎日勤務するため「日々雇用職員」と呼ばれた。果たしてそれらの人たちは何人か。昭和31年の機関紙によれば、準職員500名、日々雇用職員600名となっている。

組合の主な動き

4月～	断続的に定期昇給実施申し入れ
6月7日	臨時職員取扱要綱決定
8月12日	庁内庶務係長会議で定期昇給3ヵ月分返納の試案
9月5日	四者共闘、定昇70%実施で決着
12月5日	年末手当、勧告完全実施求め座り込み決定
12月21日	年末闘争、12月支給0.25増決まる



▲民家が密集する内山下旭川土手付近。左上の鉄骨は建築中の岡山県庁



▲テレビのある喫茶店。人気番組があると黒山の人だかり

組合弱体化狙う支部からの要求

当局の策動によるものか？

組合執行部に対し、林務部支部有志38名の意志として、奇妙な要求がよせられる。

1. 組合専従および書記の半減
2. 外部・上部団体からの脱退
3. 全員加入の実現と組合費半減
4. 年末闘争の手段としてとった「座り込み」決議に反対

そして「反省の色のない場合、何らかの措置をとる」というものである。組合からの脱退をほのめかしながら、組合の力を押さえ込もうというものである。（当時：専従役員2名、書記4名。自治労、県総評加入）

この頃は、労使対等から程遠く人事当局の権勢が組合を圧倒し、要求というより陳情行動的なものにとどまっていた。座り込み宣言はそれからの脱皮をはかるものであった。

この支部要求の中味は、組合らしくなることへの反撃といえる。当時、執行委員会の議論が翌日には当局に筒抜けともいわれていた。執行委員のなかに当局内通者がいた様子である。当局の手が入り組合執行部強行派に対する揺さぶりであった気配が濃い。

専従原田勉胤は、このことに対し機関紙に一文を寄せている。

「なにか県庁職員というものが特別の存在であり、階級的にも一般労働者より一段上と考えているものがあるようだ。このような前近代的な考え方で県行政を担当している者が多数であるとすれば、民主主義の大きな柱である地方自治にとって、寒心にたえないものがある」

本気で組合運動をやって当局からにらまれるのは致し方ない。しかし、組合員から裏切られてはたまらない。

定昇攻撃にさらされ、婦人部づくり

県の職場に働く婦人職員は多数であったが、多くは臨時職員であった。しかし、一般事務職にも正規職員はいたし、保健婦、栄養士等の専門職は婦人である。

婦人の職場の地位は低かった。掃除、お茶汲み、昼弁当運びなどが仕事の上に加わった。昭和23年、婦人部がつくられるが長続きしない。

前年から開始された定期昇給の7割実施。その被害者集団に婦人職員がある。

1月、執行部の先導により女子職員代表者会議が開かれる。婦人部結成にむけ話は進行する。

5月22日、各支部から参加した婦人代表により結成大会が行われた。部長に美作保健所保健課の永礼波子が選ばれた。多くの役員にも保健婦の顔が見える。

産前産後の休暇取得により昇給停止となった。行政整理で女性職員が不当に圧力を受けたなどの声が集中した。

知事招待の料理講習会

婦人部らしさを発揮しようと7月14日、栄養短大で料理講習会を開く。午後、知事はじめ部長連中を招待、試食会と懇談会を実施した。

婦人問題が当然話題となったはずである。これは毎年の行事となっていく。

秋、婦人実態調査を実施する。調査用紙配布枚数486に対し回収されたもの174、成績は良くない。定期昇給の完全実施、公平な人事、昇格の男女差別廃止、事務服の支給などの意見が寄せられた。

この年、春闘がスタートする。

自治労方針として決定されたが、岡山でも2月18日総決起集会を開き氣勢を上げた。しかし、具体的行動がとれる県職組ではなかった。闘いは頭の上を通り過ぎていった。

組合の主な動き

2月18日	岡山県春季賃上生活防衛総決起大会
3月13日	人員整理反対、議会陳情など決める
5月22日	婦人部結成大会 (永礼波子 480人)
4~5月	196人の減員で231名整理
7月14日	婦人部料理講習会、知事他幹部を招待
8月18日	定昇交渉70数%と回答



▲婦人部料理講習会の様子



▲旭川の渡し船 対岸の建物はさくら住宅団地

人事権力支配横行・組合非力

人事委・見るに見かね「意見書」

7月5日新庁舎開庁式が行われ大移転となった。その華やかさの反面この時期の人事管理は過酷そのものといえる。人員整理、昇給延伸、臨時職員問題に触れてきたが、当局の強権と組合の弱体が際だつ。

当時、在職者の平均年齢は部長クラス51歳、課長40歳、一般吏員33歳である。50歳になれば退職を強要される前例がつくりあげられた。直接上司が採点する勤務評定制度と上司の恣意で内申される特別昇給制度が職員支配を巧妙に発揮した。

庁舎移転により組合書記局も移動するが、新庁舎に場所は与えられない。現在の南棟のところにブロック2階建ての自転車置き場がつけられ、その2階の片隅をあてがわれる。

また、「県庁舎新築」を前に県職員は、給料の1000分の5に相当する額を30ヵ月拠出させられた。

職務職階給料表に移行

県人事委員会の存在もその影はうすい。

前年押し詰まった12月14日「意見書」を提出する。

1. 県職員の給与は国家公務員、民間と比較し、相当低位にあるので早急に改善されたい。
2. 職員の昇格、昇給が昭和29年度以降、満足すべき状況で行われていない。その正常かつ完全な運用を行われない。

そして、一般職員の給与は民間と比較し、平均13.9%下回っているとする一方「現下の諸般の客観情勢から、ベースアップ方式は必ずしも当を得ない」とわけがわからない。

公務員給与の大改正が行われ、職務、職階給の強化がはかられる。6月1日給与法が公布・施行された。

行政職・研究職・医療職（一）・（二）・（三）・技能労務職という6つの給料表が適用され、それが昭和60年3月まで継続される。

組合の主な動き

3月1日	自治労中国地連地方自治研究集会
3月20日	新庁舎で産業文化大博覧会開催
4月9日	第18回定期大会
5月18日	給与法改正案通る
5月30日	自治労第5回定期大会 (伊勢市)
9月20日	臨時職員代表者会議
10月13日	囲碁将棋大会
10月27日	職員運動会



▲新県庁舎 3月20日から50日間産業文化博覧会開催



▲自治労岡山県連大会の様子

県職員になろうとすれば……はるかなり困難な道

さらに吏員昇任試験の難関

県職員の低賃金は、当事者にとって身に染みる痛みだが、採用試験には人があふれ、合格することは難しかった。昭和27年から県職員をめざす人は、選考職種を除き県人事委員会の行う試験をパスしなければならない。各年相当の競争率である（下表）。

初級採用者はその上に吏員昇任試験の難関が立ちはだかる（下表）。これを通過できない者は、終生主事補・技師補である。

大きい事務所では、業務から解放し対象者を集めて勉強会を行うケースもあったが、「業務多忙の職場に勤務する者にとっては不利」というのも事実であった。

いまひとつの問題点は、女性の吏員進出の途が閉ざされている点である。

昭和32年、試験に挑戦した意欲的な女性がいたが、職場の上司の嫌がらせにあう。2回挑戦したがパスしない。ついにあきらめたが、この頃当分の間、女性受験者は生まれなかったはずである。

その後、昭和42年10名の女性が受けて2名合格、昭和44年16名が受験し3名合格という記録がある。

吏員昇任試験制度廃止、吏雇員差別撤廃を組合が手にするのは、のちのことである。選考職種である普及職、保健婦等に対する男女差別も厳然と職場を支配していた。

旅費という名の差別

久永執行部の頃「旅費の改正」を要求、実施したのは次のとおりである。

等級	日当（円）	宿泊料（円）
1等級	380円	1,560円
2等級	330円	1,370円
3等級	290円	1,170円
4等級	260円	1,080円
5以下	230円	980円

旅費とはこうして等級差があって良いものであろうか。県職場のもつ不可思議である。列車運賃は、5等級以上2等運賃、6等級の者だけ3等運賃と区別された。県外出張の場合、2等運賃の旅費を手に、現実には3等を利用し小遣いを浮かす者が多かった。

宿日直手当の格差

当時、国家公務員の宿日直手当は360円。県の場合、組合要求に背を向け150円支給を長く続けた。この年から30円値上げして180円と回答している。

県当局のいじましいみみっさには呆れ果てる。

そして、定期昇給の不完全実施は継続され、臨時職員は相変わらず放置されたままである。ただ、「職員会館相生荘」が組合管理となる。超勤手当はもちろん不完全支給。

組合の主な動き

		初級事務 採用試験		事務職 吏員昇任試験		
		年度	受験者数	合格者数	受験者	合格者
1月20日	旅費条例改訂申入書提出					
2月1日	中国地連自治研究会 (岡山市)	27	2,362	238	—	
2月20日	待遇改善申入書提出	28	1,383	57	346	71
4月18日	第19回定期大会	30	2,451	46	373	171
4月25日	「相生荘」運営規則決定	31	1,242	62	395	45
8月9日	第3回婦人部総会	32	1,467	69	314	47
8月25日	第6回自治労定期大会 (札幌市)	33	2,012	121	—	—
		34	1,966	162	399	69
8月25日	組合規約改正投票	35	1,464	93	353	88
10月2日	通勤手当4月に遡り実施決議	36	348	31	235	143
		37	1,422	177	154	69
		38	1,341	142	256	70



▲岡山駅前風景 正面が現在の市役所通り

“相生橋”に見る県職場の実態

組合の存在感うすく組合員減少へ

まず、昭和34年11月組合機関紙「相生橋」欄（コラム欄）の紹介。

- ◆映画「日本誕生」。当時は大家族主義で、大きな家屋に家父長以下住んでいた。この大家族主義は、岡山県庁に生きている。
- ◆みんなの家（県庁舎）を建てるのだから、それぞれ小遣い（給与）からいくらかずつ出し合おう（庁舎建設寄付）
- ◆住む部屋の数がないから、みんなのため、ウバ捨て山に行ってくれ。行かねば連れて行くぞ（強制退職勧奨）
- ◆親父のフトコロ具合（県財政）が苦しいんだから、子供たちの小遣い（給与）が少ないのは当たり前だ。
- ◆家風は勤儉貯蓄だ。小遣いの中から貯金せよ（給与の端数貯金）
- ◆隣近所に恥ずかしいから、仕事はしっかりしろ。働く時間が少々多いのは我慢しろ（時間外手当ネグリ）
- ◆家族だから、女の子がお茶汲みしたり、使い走りをするのは当然だ。小遣いはたくさんやらん（女子の昇給延伸）
- ◆女の血のみちは、汚いものだ（産前産後の休暇を取れば昇給延伸）
- ◆体は大きくとも、まだお前は子供なのだから（なかなか吏員に昇任しない）
- ◆他所者は排除しろ（前歴換算で民間歴は軽視）
- ◆とにかく同じ家族の一員じゃないか。少々の不満はがまんして頑張れ。まことに、うるわしい大家族主義である。

以上である。この頃の職場の状況を浮き彫りにしている。

当時の青木恒志委員長のはなし

「委員長として責任を全うしようとすれば、三木さんのカンシャクに触れる。はっきり言って嫌われた。組合と会うのをとてもイヤがっていた。“青木君はいつ来ても僕を怒らせる”と言っていた。三木さんの言い分は、“県政のあり方、提言ならいくらかでも聞きたい”ということだが、私は“職員の代表である委員長として発言している。まず、職員に対し暖かい手を差しのべるべきだ”と主張した」。

いつの日か、当時委員長であった青木恒志氏から聞いた話である。三木知事はのち「ビート問題」という県政への取り組みに、弾圧をもって答える。

要求書をきらう

「組合がどう言うおうがみんな知事の部下。陳情ぐらいなら聞いても良いが、対等の立場などもってのほか」というのが当局の考え方であったに違いない。

組合の「要求書」を忌み嫌っていた。

「いろんな問題があっても、委員長・専従が人事課へ顔を出し話をするのが精一杯の状況が続いた」これは専従体験の谷口寿氏、池上邦介氏から聞いた話である。

県職組の呻吟（しんぎん）の続くころ、日本列島は皇太子・美智子さんの戦後最大の「結婚ショー」に沸いた。翌年に続く「安保闘争」への盛り上がり、三井鉱山の大合理化に端を発する「三井、三池闘争」への発展も県職組にとって関わりうすいものであった。

この年の役員改選期、組合組織人員は2,293人と最低の状況であった。この時、県職員人員は4,000人。組織的にもひとつの危機を迎えていた。

組合の主な動き

2月5日	臨職定数課について自治労委員長から知事宛申入書
2月25日	臨職290名定数化を議会決議
5月16日	婦人部、知事等を招待試食会
7月22日	第20回定期大会
11月14日	組合歴代3役による座談会



▲集団就職の見送り風景



▲安保反対のデモ隊国会へ突入(11月27日)



◀最後の入浜式塩田(宇野)

1960年（昭和35年）— 安保闘争の年 —

反安保のうねり組織体質問い直しのきっかけに

人勸・毎年ベア時代の幕開け

日本列島は騒然のなかでこの年を迎えた。1月19日、日米安全保障条約調印である。しかし、県職組は組織としての反対運動ができる状況ではなかった。とはいえ、物情騒然の社会状況は組合運動活性化へ向け組合員を揺り動かす。大会、中央委員会などでそういった意見が出だす。

そのひとつに県公務員共闘会議の結成があげられる。全国公務員共闘は安保闘争にあわせ3,000円賃上げの統一闘争をくり広げる。

岡山でも数回の集会、デモが行われるが県職組からの参加は、せいぜい10名程度である。

8月8日、12.4%の本格的人事院勧告を出させ、以降毎年勧告が行われていく。左翼の人たちはそれを「毒まんじゅう」と呼ぶ。

組合らしさを発揮した短い日

県職組が真剣に運動を考えた時期である。

前年からの組合要求は、はじめてプラスアルファ1,500円を取り、宿日直手当250円の実現となる。

劣悪な労働条件下にあった現業労働者の結集に向け池上邦介は努力する。8月14日、道路手を除く現業組織「現業評議会」が発足する。横山賢治、福本功がその中心となる。

年次有給休暇の翌年繰り越し、退職者の2分の1昇給還元などもこの時期の成果である。

年末闘争の盛り上げ

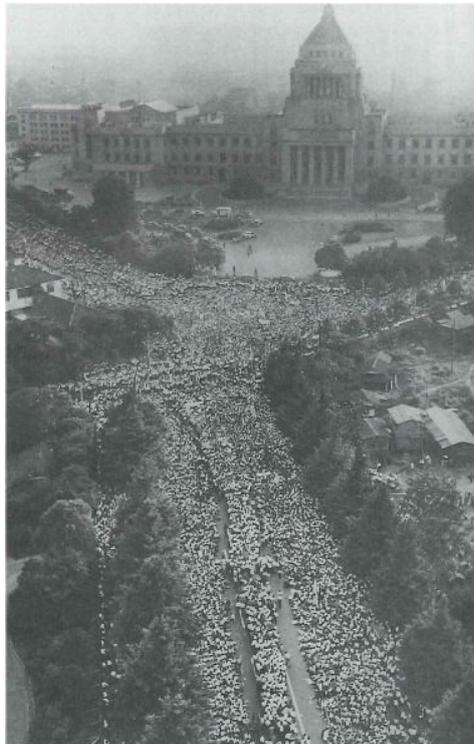
しかし、県職組単独では力不足。公務員共闘会議を軸に年末闘争を組み上げる。そして、

1. 行政職のみにとどまるが、6カ月の昇給短縮
2. 昇格にあたって1号アップ
3. 日々雇用職員の年末手当を一般職なみ支給
4. プラスアルファ前年なみ支給

連日の集会、交渉に何人の組合員参加があったかは不明であるが、交渉団は共闘規模で膨れあがったはずである。自治労岡山県連事務局が組合書記局に移された。鴨川俊作書記長の闘争指導があったはずである。

組合の主な動き

2月25日	県公務員総決起集会(県職組から数名参加)
3月21日	プラスアルファ交渉1500円で決着
6月21日	組合役員選挙投票(組合員2431名)
8月10日	第21回定期大会
8月14日	現業評議会結成(250名)
9月3日	婦人部第5回総会
10月～	組合加入オルグ反復
11月12日	自治労岡山県連事務局が組合書記局へ設置
11月13日	県公務員共闘による交渉



▲安保条約自然承認の前日、6月18日、33万人のデモ隊が国会を取り巻いた。



▲安保反対デモ(岡山市中山下)



▲相生荘で現業評結成大会

クーデターによる執行部転覆

夏季闘争……当局を徹底追及

乗金米藏委員長・池上邦介書記ら執行部は6月選挙で信任を受け、前年の成果にたって組織拡大に乗り出す。そして、3,000人にあと一步まで迫る。5月対県六者共等会議を結成、夏季闘争を果敢に闘う。それは「夏季一時金の1万円+1.1月」「宿日直手当360円支給」「臨時職員全員の定数繰り入れ」という統一要求である。

交渉は8回にのぼるが当局は交渉人員制限、一方的交渉打ち切り、動員参加者退去命令などで応じ、ゼロ回答に終始した。組合は7月5日、県庁前で「県政民主化要求大会」を開き氣勢を上げるなど闘う姿勢を明確にした。

9月支部長会議の反乱

7月開催の定期大会は「組合無視の態度に反省を求める決議」など採択して終わった。

真剣に組合本来の運動をめざした執行部が、なぜ支部長会議から不信任攻撃を受け総辞職するに至ったのか。当局の介入策動と組合側の安易な左傾化と解される。要約すると、

1. 自治労の自治研テーマに当時三木知事が推進していた「ビート問題」を取り上げたこと
2. 六者共闘を組み当局を追い上げる闘争が繰り返されたこと
3. 指導部である自治労県連が、自治労反主流派に属していたこと

ではなかろうか。支部長会議側から厳しい追及を受けた執行部はイヤ気がさして10月12日全員辞表を提出する。再選挙には、池上邦介1人が旧執行部の中から立候補する。

池上当選の皮肉

11月16日の役員選挙は当局側の池上攻撃も含める選挙戦となる。

支部長会議側のビラは「昨今の執行部は、一般組合員の意識と声に耳を傾けることなく、とかく高踏的な言動に走り、外面的な活動にとらわれて内部活動に熱意を欠き、わたしたちの身近な問題や切実な要望は滞りがちである」。

かたや池上支援のグループは、御用組合にしないための「岡山県職を守る会」をつくり、「今まで組合にソッポを向いた人たちが中心になって13人の候補者を揃え、当局側の言いなりになる組合をつくろうとしている」という趣旨のビラを2回にわたって発行した。

結局、池上邦介は遠藤昭をおさえ最下位ながら当選する。しかし、孤立無援の状況のなか「アカ攻撃」にさらされ、次回選挙で組合前面から姿を消す。

年末要求の成果

新執行部はまず組合費を引き下げる。当時「1000分の8」であったものを「1000分の7.2」とするが、それでは組合財政がもたず、また従来に戻している。12月7日から年末交渉を開始、最終次の回答を引き出している。

1. 選考職採用者と試験採用者の初任給差別の撤廃
2. プラスアルファ 1,700円
3. 臨職定数化を70%予定から77%に引き上げる
4. 宿日直手当を国公並み 360円に近づける
5. 吏員昇任にあたり勤続年数の長い者は優遇する
6. 互助会事業の拡大

などである。交渉は動員など行わず、六者共闘とも手を切り、少人数ですすめられたはずである。そして、あらゆる手段を駆使して組織拡大を図り、成功していく。どうしても長年の懸案であった臨時職員536名の定数化は大きい。この闘いは自治労の努力によって政治問題化し昭和36年自治省指導があったことに起因する。

組合の主な動き

6月8日	組合役員選挙
7月25日	第22回定期大会
9月9日	自治労県連第7回大会 (ビート問題の取り上げ中止)
9月29日	支部長会議執行部不信任を表明
10月6日	執行部辞任を表明 (12日全員辞表提出)
11月16日	2回目役員選挙
11月29日	第23回臨時大会
12月25日	年末要求妥結



▲夏季要求交渉に参加の公務員共闘関係者



▲夏季交渉における人事課長交渉



◀新執行部による第23回臨時大会
(県遺族会館)

1962年（昭和37年）— 百万都市騒動の年 —

驚くばかりの組織拡大 2,869人から4,383人へ

全員6ヵ月昇給短縮など進展

とって替わった執行部は従来の運動方式に決別しユニークな対応を行い、それが成功する。その一つは、驚異的とも言える組織拡大である。昭和36年11月の組合人員は2,869人であるが、昭和37年6月には4,383人と急増し、昭和38年6月には5,000人を突破した。あらゆる方式による加入呼びかけが図られたのである。支部、分会体制の整備にも配慮し、支部長と分会長の欠落を無くしていった。いろいろな手だてが功を奏したといえよう。

家族慰安大会の開催

「家族ぐるみの組織づくり」と銘打って、3月31日の土曜日、県庁横にあった岡山市公会堂を会場に最初の「家族慰安大会」を開き成功させる。少し人気の峠を越えた歌手を軸に漫才、曲芸などを組み合わせた出演者を揃え相当額の抽選を加えた。経費は、互助会からの助成と組合費で賄った。参加者2,700人というから盛会であった。バスを借り上げ遠隔地の便をはかった。目玉は三木知事を招待、壇上で花束を贈呈することであった。

臨時職員定数化と現業評議会

懸案であった臨時職員の定数化について自治省が重い腰を上げ「対象人員の70%」定数化通達を出し前進する。准職員、日々雇用職員553名中462名、臨時的任用職員106名中74名が定数内に繰り入れられた。4月1日のことである。それを機に「道路手組合」と「現業評議会」の統一結成気運が盛り上がり、道路手組合、旧現業評議会の解散、そして、新現業評議会が5月20日結成された。

百万都市で 自治労県本部とのいざこざ

組合は要求がどう成果となって実現するかによって組合員から評価される。その過程は問われない時代であった。この年の年末要求は目を見張るような回答を引き出す。「全職員6ヵ月昇給短縮（38年1月～）」「時間外手当方式で1人2,200円」「男子事務服の支給（夏期プラスアルファ支給額をもって充てる）」この年から退職勧奨年齢も55歳ということになった。

百万都市構想めぐり

この時期県知事三木行治は「県南広域百万都市構想」を強引な手法で押し進めていた。社会党、県総評、自治労岡山県本部などはこれに反対であった。自治労岡山県本部は、この課題を自治研で取り上げ反対運動へと発展していった。困ったのは県職組である。知事に反旗など考えられない頃であった。執行委員会は「この建設計画が推進された場合、県職員に對しいかなる影響を及ぼすかという方向で検討すべきである」という特別声明を出し、都市建設の是非についての論点を外すという処理をした。

しかし、自治労関係の会議では通用しない。県職組大会では「自治労脱退」の意見も出され、結局「この際、大会の決議をもって今後1年間県本部への出所進退は執行部に一任する」という方向を決める。自治労県本部の主流がマルクス・レーニン主義に足場を置く基本路線であったことも理由となって、県本部への上納金凍結、役員選挙での対立など分裂への道をすすんでいく。

百万都市構想は岡山、倉敷、児島の三市長が市議会の合併決議を執行せず、遂には挫折する。

第17回国民体育大会が岡山で開かれ「明るい県民運動」がそれを機に推進された。国体の成功に全力を挙げた三木知事は「私は幸福な男だと思う。私と同じ考えをもつ同志諸君が非常によく働いてくれて……」と組合に会ったとき語る。組合は全面的に国体に協力していた。

組合の主な動き

3月31日	第1回職員家族慰安大会
4月1日	臨時職員定数化 536人
5月20日	現業評議会結成総会 (議長 池田菊男)
5月29日	百万都市建設に対する組合見解発表
7月16日	第24回定期大会
7月23日	自治労岡山県本部第8回定期大会
10月4日	第7回婦人部大会
11月15日	県人事委員会勧告
12月	全員6ヵ月昇給短縮など回答



▲慰安大会では知事へ感謝の花束贈呈



▲組合も国体協賛？



▲岡山国体入場行進

異例！知事の元気回復決議

三光荘建設にあたっての出資

三木知事は昭和38年6月激務に倒れ東京で入院加療することとなる。

組合は早速対応する。知事の元気回復決議である。内容は、

1. 平日は遅くとも午後9時、土曜日は午後1時までには必ず退庁し保養すること
2. 日曜日は完全保養日保養日とすること

の2点である。これは知事への見舞文とともに入院中の知事のもとに届けられる。

対するに知事は丁寧な礼状を書く。それが機関紙に載せられる。恐らく病床から感涙にむせびつつ、自ら筆をとったものと推察される。それは、「私のために異例中の異例たる御決議をいただき、ことに御温情あふるる御勸告に接し、深夜森閑、寂たる病院のベットに座って、この書簡の行間にあふれる諸兄のしみじみたる暖かさに心うたれました。正直に申して涙なくしては読み終えることができませんでした。ほんとうに長い長い感激のいくときを耽溺いたしました」。

しかし、三木知事の健康はもとに復さず、翌年昭和39年9月21日心筋梗塞で急死する。その一週間ばかり前に過労と高血圧で川崎病院に入院していたが、61歳とまだ若い死であった。

職員会館「三光荘」の完成は昭和39年4月であるが、それに先立ちこの年2月の臨時大会において「職員会館建設に伴う出資について」の方針を決める。その理由について「当局と対等の立場で運営を図るため」としている。その財源は、プラスアルファの一部を捻出するものとし、総額1,000万円を予定していた。

そして、3回にわたり761万2,000円を集めたが不評のため中止となった。

この時代、組合の行うことは三木知事の近くにあることを意識した行為が多い。

ワタリ運用要求の不調

組合組織の拡大は続く。昭和38年6月ついに5,000人を突破していく。

しかし、運動の成果については乏しい。

1. 夏季一時金1,600円。年末一時金2,700円
2. 農業改良普及職員手当の新設（国の措置に準じたもの）

当時、行政職給料表適用者について複数格付が実施され（昭和35年）、他の給料表はそれがなかった。組合員から根強い頭打ち解消の要望が続く。この頃、800人を超える人が昇給間差額の低い場所にいた。

この年の年末交渉で「昭和39年予算編成時、前向きで考えたい」と答えていたが、やがて「財政事情の悪化により完全実施はできない」ということになり、ついには「勤務評定による特別昇給で実施したい」ということに変化していく。

しかし、組合にはとても呑めないことであった。「信賞必罰」を名目に昭和27年、当局は勤務評定制度を発足させた。上司による人事管理の強力な支配の武器である。その方法も不合理そのものであった。1人の平均点を55点とし、誰かに57点を与えた場合、2点は他の者にマイナスをつけねばならない方式である。当然、評定者である係長、課長の主観に左右されていく。組合の要求によって方式が改善されたのは昭和45年、全廃させたのは昭和52年である。

いま一つ「特別昇給制度」というものがあつた。勤務成績優秀と所属長が認めた者を申請によって9ヵ月で昇給させる方式で、極めて恣意がまかり通る。その定数が総員の15%というのも人事課の判断が影響する。本庁それとも権力の強いところが有利であり、出先は不利、女性、現業職場は冷遇された。

職場では勤務評定の優位を狙い、特別昇給の恩恵にあずかるべく要領よく立ち回る輩が生まれていた。特別昇給の従来運用を中止させたのは昭和48年である。

組合の主な動き

2月26日	第25回臨時大会 (組合費引き上げ、三光荘建設費の一部出資)
3月9日	第2回家族慰安大会
6月21日	知事の元気回復決議
7月16日	第26回定期大会
7月20日	自治労県本部第10回大会
9月2日	現業評議会第2回大会
10月22日	婦人部大会
12月10日 13日	副知事交渉



▲定期大会で執行部あいさつ
(児島下電ホテル)



▲婦人部料理講習会と三木知事招待。
この頃の例年行事

人勸の国並み実施以外はゼロ

県財政をタテに要求前進停滞の頃

とんでもない頃である。組合要求は完全に無視される時代が当分続くことになる。組合の方も大衆行動は採用せず、執行部の一部による交渉を継続するが、当局を動かす力になるはずもなかった。一つには、自治省事務次官通達による締め付けがある。いわゆる「40年不況」の前の年、池田高度成長政策のひずみと物価上昇が財政を痛撃し、自治省は昇給期間短縮の廃止とプラスアルファ支給の中止を指示した。二つには三木知事の急死と自民党籍を有する加藤知事の出現、そして総務部長、荒木栄悦の財政運営への姿勢である。7月から専従役員となった木本英照と増田文嘉は2年間を悶々のうちに過ごす。この年、県人事委員会勧告の国並み実施は実現したが、他に見るべきものはない。プラスアルファは夏季分として2,000円を10月に獲得したが、以降ゼロとなる。象徴的なのは、宿日直手当に対する対応である。県人事委員会はこの年手当額420円を勧告したがこれを放置、実現したのは昭和41年4月からである。腹立たしいばかりのやり方であった。

盛大な家族慰安大会

当時の機関紙をめぐって大きく扱っているのが家族慰安大会。第3回目は岡山市民会館を会場とした。そして、午前、午後の部に分けて実施、超満員にしている。抽選商品も1等に電気洗濯機、2等に仕立券付洋服地、ふとん一式、電気掃除機などデラックスものを用意した。当時、電気洗濯機は安くとも15,000円であった（当時の基準内給与32,690円）。

31歳で結婚、子どもは36歳

下の別表を見てほしい。この頃の人事院が行った「世帯人員別標準生計費」とそれに対応する号給、そして、その号給に達する年齢を当てはめたものである。この標準生計費の内訳自体も一食65円弱の食費、3畳の間借りすらできかねる住居費、シャツ1枚しか買えない被服費など、生活実態を無視したものであるが、2人世帯に達するには13年必要、子どもを養うことができるのは18年の後となっている。この頃、公務員給与は低賃金と呼ぶのがピッタリである。現業職場は、評議会がつくられたものの実質的な活動はできていない。この年、道路手部会は被服貸与制度の確立を決議した。

人事院標準生計費	対応号俸(国の俸給表)	18歳高卒基準の到達年数
1人世帯 14,070円	8等級 2号俸(14,100円)	〇年（18歳）
2人世帯 27,270円	7等級 8号俸(27,300円)	13年（31歳）
3人世帯 36,770円	6等級 10号俸(36,800円)	18年（36歳）
4人世帯 43,520円	6等級 16号俸(44,000円)	24年（42歳）
5人世帯 48,070円	5等級 14号俸(48,900円)	46年（44歳）



▲新任加藤知事と執行部の交渉・懇談

組合の主な動き

4月10日	三光荘竣工式
4月11日	職員家族慰安大会 (岡山市民会館)
7月16日	第27回定期大会
7月26日	自治労県本部定期大会
8月29日	第3回現業評議会大会
9月4日	原子力潜水艦寄港阻止行動
9月14日	人勸完全実施岡山県集会
9月19日	自治労県本部刷新協議会発足
10月4日	三木知事県民葬
10月8日	婦人部第9回総会



▲年末に行われた青婦交流集会というダンス集会